

生援第2883号

裁決書

審査請求人
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

処分庁
[REDACTED] 福祉事務所長

令和2年■月■日付で [REDACTED] (以下「請求人」という。) から提起された審査請求(令和2年度(審)第39号)について、次のとおり裁決する。

1. 主文

[REDACTED] 福祉事務所長が請求人に対して行った、令和2年3月24日付け生活保護費用返還金決定処分のうち、92,200円を超える部分については違法であることから、本件処分を取り消す。

2. 事業の概要

審理員意見書別紙1「2 事業の概要」に記載のとおり。

3. 審理関係人の主張の要旨

審理員意見書別紙1「3 審理関係人の主張の要旨」に以下のとおり加える。

力 処分庁は、領収書(控)を保険金受領の根拠としているが、領収書原本は、業者の工場を訪れたものの、受け渡しを拒まれたため、持ち帰った。処分庁の主張には矛盾がある。業者の話のみ信用し、書類の確認はしていない。業者の話を信用するのであれば、業者は領収書を提出しているはずである。

4. 理由

審理員意見書の別紙1の4(3)以下を次のとおりとするほかは、審理員意見書別紙1「4 理由」に記載のとおり。

(3) 本件処分の適法性について

- ア 本件処分は、処分庁が、請求人が得た交通事故に係る賠償金収入について、法第63条に基づき費用返還金決定処分を行ったものである。
- イ 本件処分の適法性について検討するに、交通事故に係る賠償金収入は、法第4条にいう「資産、能力その他あらゆるもの」に該当し、保護を受ける要件として当然に活用すべき資力である。

そして、請求人が得た賠償金収入は、保険会社から、それぞれ請求人の次女、A名義の口座を振込先として支払われたものであり、直接請求人に支払われたものではないが、本件事故により発生した請求人の損害を填補するものであり、請求人が支払請求権を有するものであるから、活用すべき資力に該当するというべきである。

ウ 自動車事故に係る賠償金の場合の資力発生時点について

問答集問13-6は、自動車事故等の被害により補償金、保険金等を受領した場合における資力の発生時点について、「自動車事故の場合は、被害者に対して自動車損害賠償保障法により保険金（強制保険）が支払われることが確実なため、事故発生の時点を資力の発生時点としてとらえることになる。」としている。

したがって、本件収入に係る資力の発生時点は本件事故のあった平成30年5月■日であり、請求人は同月以降も保護を受けているから（前提事実ア及びエ）、当該資力の限度において、「資力があるにもかかわらず保護を受けたとき」に該当する。

エ 法第63条による返還金決定額について

（ア）前提事実ク及びコのとおり、請求人は、本件事故に係る賠償金として計114,954円（傷害慰謝料67,200円+物的損害についての賠償金47,754円）を得ている。

そして、本件において、処分庁は、傷害慰謝料については全額である67,200円、物的損害についての賠償金については、保険会社からの支払額47,754円から修理工場に対する手数料7,754円を差引いた40,000円の計107,200円（以下「本件収入」という。）について法第63条の適用を検討している。

（イ）この点、請求人は、修理工場から手数料控除後に請求人に支払われた額は、40,000円ではなく、33,000円であったと主張している。

確かに、請求人が処分庁に提出した平成30年10月22日付け収入申告書には40,000円と記載され（前提事実シ）、請求人が作成した平成30年9月26日付け領収書（控）にも40,000円との記載がなされており（前提事実ソ）、収入申告書の金額と一致するものである。

しかしながら、請求人が令和2年11月に審査会あてに提出した資料からは、請求人は40,000円の領収書原本を保管しているものと認められるところであり、このことは、40,000円を修理工場から受領できるものと考え、あらかじめ作成した領収書を持参したものの、受領金額が満足できなかったため、領収書を交付せず持ち帰ってきたとする請求人の主張と整合するものである。

一方で、処分庁による受領金額の確認については、領収書（控）の受領のほかは、修理工場への電話確認にとどまるのであって、これは請求人の主張を覆す程度の根拠とはならない。

したがって、請求人が受領した額は33,000円と認めるのが相当であり、ゆえに、本件収入のうち、傷害慰謝料67,200円及び請求人が受領した33,000円の合計100,200円から8,000円（次官通知第8 3 (2) 工(イ)）を差し引いた92,200円が収入認定に当たって基礎とすべき額となる。

(ウ) 続いて、(イ)で述べた金額について、収入認定除外ができる額があるか検討する。法第63条を適用する場合で、保護受給中に資力が発生した場合の控除等の取扱いについては、「事後に資力が換金され、その結果法第63条を適用する場合には保護の実施要領に定める収入認定の各規定に従って必要な控除等を適用すべき」（問答集問13-23）とされており、交通事故に係る賠償金収入は次官通知第8 3 (2) 工(イ)の「その他の臨時的収入」に該当する。

そして、交通事故に係る賠償金収入は、次官通知第8 3 (3)才の「災害等によって損害を受けたことにより臨時に受ける補償金、保険金又は見舞金」に該当し、このうち「当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」は収入として認定されない。

この自立更生のための災害等による補償金等については、局長通知第8 2 (4)において、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限るとされ、この自立更生のための用途に供される額の認定基準が課長通知第8問40に示されている。

そこで、本件において自立更生費として収入認定除外される額はないか、以下、課長通知第8問40の基準に基づき検討する。

a 課長通知第8問40答(1)についてみると、①被保護者が災害等により損害を受け、事業用施設、住宅、家具什器等の生活基盤を構成する資産が損われた場合の当該生活基盤の回復に要する経費又は②被保護者が災害等により負傷し若しくは疾病にかかった場合の当該負傷若しくは疾病の治療に要する経費が収入認定除外とされる。

まず、②について検討すると、本件事故に係る請求人の通院交通費は、②に該当するが、別途請求人に対し通院交通費相当額の賠償金が支払われた際に既に処分庁において必要経費と認め、法第63条に基づき返還を求めないとの判断をしているため（前提事実キ）、本件処分において改めて収入認定除外の検討を要するものではない。

次に、①について検討すると、本件事故により、住宅、家具什器等の資産が損なわれた事実は見受けられず、収入認定除外とはならない。

したがって、同答（1）に該当しない。

b 課長通知第8問40答（2）についてみると、ク以外は明らかに該当しない。

そこで、「ク 当該経費が、当該世帯において利用の必要性が高い生活用品であって、保有を容認されるものの購入にあてられる場合は、直ちに購入にあてられる場合に限り、必要と認められる最小限度の額」に該当するものがあるか検討する。

請求人が、自立更生計画書（前提事実セ）に購入予定であると記載した品目の冷蔵庫やオーブンレンジは、一般には最低限度の生活において利用の必要性が高いと認められるような生活用品といえ、処分庁としても保有を容認する方向で検討していたものであるが（前提事実タ）、請求人は、購入はもとより、本件処分に至るまで見積書の提出すらしていないことから（前提事実チ、同ツ、同テ）、同クに該当するものとはいえない。

したがって、同答（2）クに該当しない。

c 以上から、92,200円が収入認定すべき額となる。

(工) 一方、資力発生時以降、処分庁が請求人世帯に支給した保護費は、資力発生日の属する平成30年5月分だけで92,200円を超えている（前提事実ト）。

なお、資力の発生日は平成30年5月■日であるが、保護の要否及び程度は月ごとの最低生活費と収入充当額との対比により決定されるため、月額で計算する（次官通知第8-2、同第10）。

(才) 次に、費用返還通知に基づき費用返還額から控除できる費用について検討する。

a 同通知1（1）①、②に該当する需要が生じている事実は見受けられない。

b 同通知1（1）③については、上記（ア）で検討したとおり、課長通知第8問40の認定基準に該当するものはないから、該当しない。

直 聞 き
る。 器 う
亥
馬 易 ト
記 舌
が で
、
る
及 る
い
ナ
課 い。

- c 同通知1 (1) ④「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。」については、上記(ア) bでも述べたとおり、冷蔵庫及びオーブンレンジに関しては、自立更生計画書に購入予定であると記載されているものの、本件処分に至るまで見積書の提出すらなされない状況（前提事実チ、同ツ、同テ）のもとでは、自立更生のためのやむを得ないものということは困難であり、該当するものとはいってはいけない。
 - d 同通知1 (1) ⑥については、請求人は、本件収入により保護を脱却するものではないから、該当しない。
 - e よって、本件処分において、費用返還通知に基づき費用返還額から控除できる費用は認められない。
- (カ) 以上から、返還金額は92,200円とされるべきであり、この額を超える限りにおいて、本件処分は違法である。

才 請求人の主張について

請求人は、物的損害に対する賠償金については、冷風扇、コタツ、電話等の購入に充てた旨主張しているが、請求人が処分庁に対し、自立更生計画書の提出時等本件処分までにこれらの購入の希望について処分庁に申し出た事実は認められず、処分庁が本件処分においてこれらの費用の控除について検討を行わなかったことに違法または不当な点はない。

また、請求人は、傷害慰謝料については、娘の奨学金の返済に充てたと主張しているが、本件処分時までにこのような申し出をしたものとは認められず、冷風扇等の購入費用と同様に、処分庁が本件処分においてこれらの費用の控除について検討を行わなかったことに違法または不当な点はない。

(4) 本件審査請求における請求内容について

本件審査請求において、請求人は、請求人が受領した保険金「107,200円」を「100,200円」に訂正し、返還額「99,200円」を「92,200円」と訂正することを求めるとしているが、他方で、本件収入は、家電製品の購入や奨学金の返済に充てたと主張しており、また、返還金は全額免除されるべきであるとも主張しているところ、かかる請求人の主張内容を総合的に見れば、返還額はなしとされるべきであるとの主張であるということがで

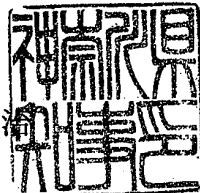
きるから、結局、本件処分の取消しを求める趣旨であると解するのが相当である。

(5) 結論

以上のとおり、本件審査請求について、本件処分の返還金額のうち92,200円を超える部分については、理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、これを取り消す。

令和3年3月10日

神奈川県知事 黒岩 祐治



(教示)

この裁決について不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告としてこの裁決の取消しの訴えを提起することができます。なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。

厚生労働省所在地

郵便番号100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番2号

審理員意見書

令和2年10月9日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県審理員 高木 大門 
神奈川県審理員 園川 真代 

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第42条第2項の規定に基づき、審査請求人
が令和2年■月■日付けで提起した処分庁 ■■■■■ 福祉事務所
長による生活保護費用返還金決定処分についての審査請求（令和2年度（審）第39号）
の裁決に関する意見を別紙のとおり提出する。

別紙1及において、個人名等を次のとおり呼称する。

- 1 審査請求人 ■■■■■ を「請求人」という。
- 2 処分庁 ■■■■■ 福祉事務所長を「処分庁」という。
- 3 ■■■■■ を「修理工場」、■■■■■ の経営者である■■氏を「A」
という。



別紙1

1 結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 事案の概要

（1）事案の概要

本件は、処分庁が、令和2年3月24日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく生活保護費用返還金決定処分（以下「本件処分」という。）に対し、請求人が、その取消しを求めて審査請求を行った事案である。

（2）本件に係る法令等の規定

別紙2のとおり。

（3）前提事実

当事者間に争いのない事実及び証拠上容易に認められる事実は、以下のとおりである。

ア 請求人は、[REDACTED]に居住し、本件処分時において、処分庁により法に基づく保護を実施されている者である。

イ 処分庁は、法第19条第4項及び法施行細則第1条第18号の規定により、保護の実施機関である[REDACTED]から、法第63条の規定による費用の返還に関する事務の委任を受けた者である。

ウ 平成24年■月■日を実施年月日として、処分庁は、請求人に対し、法に基づく保護を開始した。

エ 平成30年5月30日、処分庁は、請求人から、同月■日に原付バイクに乗っていて自動車と接触する交通事故（以下「本件事故」という。）に遭ったとの報告を受けた。

オ 平成30年6月27日、処分庁は、請求人から、本件事故に関し、保険会社に対し、損害賠償として通院交通費並びにヘルメット、サンダル及び服代を請求したが、どこまで認められるかは分からぬ旨、原付バイクは現在修理中である旨を聴取した。

カ 平成30年8月28日、処分庁は、請求人から、本件事故について、保険会社から、通院交通費のみ支払があった旨を聴取したため、示談書と収入申告書を提出するよう伝えた。

また、同日、処分庁は、請求人から、原付バイクは修理工場にあり、修理費用が保険会社との間で調整できていないため、まだ修理できていない旨を聴取した。

キ 平成30年9月3日、処分庁は、請求人から、本件事故に係る賠償金収入につい

ての収入申告書（通院交通費 6,810 円を収入として申告するもの）、保険金支払案内書及び通帳の写しを收受した。

処分庁は、当該保険金支払案内書及び通帳の写しから、平成 30 年 7 月 23 日に保険会社から請求人名義の口座に 6,810 円の入金がなされていること確認し、当該金員については、全額必要経費（通院交通費）と認められるため、法第 63 条に基づく費用返還金決定処分をしないこととした。

ク 平成 30 年 9 月 14 日、処分庁は、保険会社から、法第 29 条に基づく調査に対する回答として、本件事故に係る賠償額についての資料を收受した。

当該資料のうち、「損害賠償金提示のご案内」及び「各損害項目についてのご説明」と題する書面には、次のとおり記載されている。

- (ア) 治療費 91,411 円（医療機関に直接支払）
- (イ) 通院費 6,810 円（請求人に支払済）
- (ウ) 傷害慰謝料 67,200 円
- (エ) 損害賠償額計 165,421 円（上記（ア）から（ウ）までの合計額）
- (オ) 既払額 98,221 円
- (カ) 提示金額 67,200 円（上記（ウ））

また、上記資料のうち、平成 30 年 8 月 2 日付けで請求人が署名・押印した承諾書（免責証書）には、傷害慰謝料（上記（ウ）、（カ））の支払先について、請求人の次女名義の口座を指定する旨が記載されている。

ケ 平成 30 年 9 月 27 日、処分庁は、請求人に対し、本件事故に関し、慰謝料等の名目で保険会社からお金を受け取ったか確認したところ、受け取っていない旨の回答を得た。

コ 平成 30 年 10 月 9 日、処分庁は、保険会社の担当者から、本件事故の傷害慰謝料 67,200 円について、次女名義の口座に入金されたのは平成 30 年 8 月 9 日又は 10 日である旨、原付バイクの修理費等については、損害額が 59,693 円であり、請求人の過失割合は 2 割のため、 $59,693 \text{ 円} \times 0.8 = 47,754 \text{ 円}$ を修理工場に対し支払った旨を聽取した。

なお、保険会社作成の平成 30 年 9 月 13 日付け「物損事故示談内容のご案内」と題する書面などによれば、損害額、請求人の過失割合及び支払額については、上記聽取内容のとおりであり（なお、損害金の内訳は、車両時価額 56,000 円、ヘルメット代 3,693 円である。）、支払先は、修理工場の経営者である A 名義の口座となっている。

サ 平成 30 年 10 月 15 日、処分庁は、請求人に対し、保険会社から、本件事故の慰謝料として 67,200 円が 8 月 9 日又は 10 日に請求人の次女名義の口座に入金されていることを確認したので、当該口座の通帳の写しを提出するように伝えた。

また、同日、処分庁は、請求人に対し、本件事故に係る原付バイクの修理代として保険会社から A に対し 47,754 円が支払われているが、当該原付バイクはどうな

ったかを尋ねたところ、「修理工場へ預けっぱなしであり、どうなっているかは分からぬ。欲しい人がいたらあげてもいいと言っている。」旨聴取した。

加えて、同日、処分庁は、Aから、保険会社から支払われた金員について、7,000円は手数料として修理工場が受け取り、残りの40,000円は、請求人に返した旨を聴取した。

シ 平成30年10月22日、処分庁は、請求人から、傷害慰謝料67,200円について次女名義の通帳は確認していないので分からぬ旨、また、請求人は修理工場から金員を受け取っておらず、元夫が取りに行つたので知らない旨聴取した。

これに対し、処分庁は、請求人がこれらの保険金を受け取っていないとも、請求人に対する保険金なので収入申告書に記載するよう求めたところ、請求人は、これら保険により支払われた賠償金収入（67,200円+40,000円=107,200円）について記載した収入申告書を処分庁に提出した。

また、同日、処分庁は、請求人から、原付バイクは手放した旨を聴取した。

ス 平成30年11月13日、処分庁は、ケース診断会議を実施し、傷害慰謝料67,200円及び物的損害金40,000円について法第63条の適用をすることとした。

セ 平成30年12月19日、処分庁は、請求人から、自立更生計画書を收受した。

当該自立更生計画書には、保険金から冷蔵庫とオーブンレンジを購入予定である旨、後日見積書を提出する旨が記載されている。

ソ 平成30年12月20日、処分庁は、請求人から、保険会社作成の「損害賠償金提示のご案内」と題する書面（上記ク記載の書面と同じもの）及び請求人作成の修理工場を宛名とする、平成30年9月26日に40,000円を受領した旨の領収書の控えの写しを收受した。

タ 令和元年9月24日、処分庁は、請求人から、冷蔵庫等についてまだ買い替えていない旨聴取したため、返還金から控除になるので見積りを送るよう伝えた。

チ 令和元年10月4日、処分庁は、請求人に対し、冷蔵庫等について、同年のうちに買替えができるか尋ねたところ、請求人は「体調が悪いのでいつでも電気店に行けるわけではない。」「見に行くためには娘に来てもらわないといけないが、娘も転職したばかりで負担をかけられない。」などと回答した。

ツ 令和2年1月22日、処分庁は、請求人から、冷蔵庫等はまだ買い替えていない旨、体調の関係でこれらをいつでも見に行けるわけではない旨、購入代金は娘に一度立て替えてもらわないといけない旨、買替えの見込み時期は、娘が同年4月頃に車検を終えお金がたまってからと考えている旨、娘は他県から月2回ほど来てくれている旨聴取した。

また、同日、処分庁は、請求人から、本件事故に係る賠償金については、既に消費してしまった旨聴取した。

テ 令和2年2月6日、処分庁は、ケース診断会議を実施し、請求人は既に本件事故に係る賠償金を費消してしまっており、上記セの自立更生計画の履行は困難である

として、冷蔵庫等の購入費用について法第63条の適用にあたり、控除は認められないとの結論を得た。

ト 令和2年3月24日付で、処分庁は、請求人に対し、本件事故に係る保険金107,200円は、法による保護の受給中に生じた資力が換金されたものであるとして、107,200円から8,000円を控除した99,200円を返還額とする法第63条に基づく生活保護費用返還金決定処分（本件処分）を行った。

なお、平成30年5月以降処分庁が請求人世帯に支給した保護費は、99,200円を超えており、

ナ 令和2年■月■日付で、請求人は、神奈川県知事に対し、本件処分の取消し等を求めて審査請求を行った。

3. 審理関係人の主張の要旨

（1）請求人の主張の要旨

次の理由により、本件処分に係る通知書の本文中に記載されている審査請求人が受領した保険金「107,200円」を「100,200円」に訂正し、返還額「99,200円」を「92,200円」と訂正するとの裁決を求める。

ア 平成30年11月13日付け「ケース検討会議記録票」の「世帯概況」に記載のある「③物的損害金」として審査請求人が受領したのは「40,000円」ではなく、「33,000円」であった。A宛「40,000円」の領収書（控）が添付されているが、この領収書（控）は請求人がAから40,000円を受領できると告げられたため、金額「40,000円」の領収書を用意してAを訪れたところ、40,000円から手数料7,000円を差引かれて金33,000円を手渡されたため、当該領収書を渡さずに持ち帰ったが、いかなる経緯で処分庁の手に渡ったか不明であるが、発行しなかった金額「40,000円」の領収書（控）が処分庁に渡ったものと思われる。

したがって、審査請求人が受領した保険金は、慰謝料67,200円及び物的損害金33,000円の合計102,000円であるので、法第63条に基づく費用返還請求額は、訂正、全額免除されるべきである。

イ 処分庁は、請求人に対し、保険金の申告や示談書の提出を求めたと主張しているが、聞いていない。また、購入したいものがあれば、控除を検討できるため申告するよう伝えたとあるが、聞いていない。

ウ 収入申告書や自立更生計画書は、処分庁の強要により作成、提出させられたものである。

エ 修理工場からの返金33,000円は、冷風扇、コタツ、電話等の購入をしたため残っていない。次女の口座に入金された傷害慰謝料は、奨学金の返済にあてられている。処分庁は、購入計画の原案は請求人のように申し立てているが請求人は冷蔵庫や電子レンジの購入案は提示していない。

オ 処分庁は、請求人が保険金の使用目的を電化製品購入予定に変更した理由を確認

することなく、娘の奨学金返済に使用したことを無視し、返還請求を強く進めた。

（2）処分庁の主張の要旨

次の理由により、「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。本件処分は、以下のような認識と判断によるもので、法上当然の処分であり、何ら違法・不当なものではない。

ア 処分庁は、請求人から、慰謝料等保険金に係る収入申告書を收受した。問答集13-6により交通事故等の被害により補償金、保険金等を受領した場合の費用返還請求の対象となる資力の発生時点は「事故発生時点」ととらえることになる。

イ 処分庁は、自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものについて、要返還額から控除して返還額を決定するために、請求人から冷蔵庫やオーブンレンジを購入する旨の自立更生計画書を收受したものである。しかし、本件処分に至るまでにおいて、請求人は既に慰謝料を消費し、冷蔵庫等の購入自体が困難な状況が認められた。請求人は、当該慰謝料を子の奨学金の返済にあてたとしているが、要返還額からの控除にあたっては、費用返還通知のとおり、事前に実施機関に相談があつたものに限られるものであることから、本件処分が違法または不当であるとは認められない。

ウ 請求人は、いかなる経緯で領収書が処分庁に渡ったのか不明であると主張しているが、処分庁は請求人から收受した収入申告書や関連資料、関係先調査等により事実を確認した上で、ケース診断会議を実施し、組織的な判断のもとで本件処分に至っており、その手続に瑕疵は認められない。

4 理由

（1）保護の補足性、程度の原則

法による保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの最低限度の生活の維持のために活用することを要件として（法第4条第1項）、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われるものである（法第8条第1項）。

したがって、生活に困窮する者に、法第4条第1項にいう「利用し得る資産」があると認められる場合、当然これを自身の最低限度の生活の維持のために活用することが求められる。

（2）法第63条の費用返還義務について

ア 被保護者が、資力があるにもかかわらず保護を受けた場合、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない（法第63条）。

イ この保護の実施機関が定める返還額は、資力があるにもかかわらず受けた保護金

品に相当する金額の全額とするのが原則であるが、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合に、返還額から控除して差し支えない範囲の額が費用返還通知1(1)①から④及び⑥に列記されている。

(3) 本件処分の適法性について

- ア 本件処分は、処分庁が、請求人が得た交通事故に係る賠償金収入について、法第63条に基づき費用返還金決定処分を行ったものである。
- イ 本件処分の適法性について検討するに、交通事故に係る賠償金収入は、法第4条にいう「資産、能力その他あらゆるもの」に該当し、保護を受ける要件として当然に活用すべき資力である。

そして、請求人が得た賠償金収入は、保険会社から、それぞれ請求人の次女、A名義の口座を振込先として支払われたものであり、直接請求人に支払われたものではないが、本件事故により発生した請求人の損害を填補するものであり、請求人が支払請求権を有するものであるから、活用すべき資力に該当するというべきである。

ウ 自動車事故に係る賠償金の場合の資力発生時点について

問答集問13-6は、自動車事故等の被害により補償金、保険金等を受領した場合における資力の発生時点について、「自動車事故の場合は、被害者に対して自動車損害賠償保障法により保険金（強制保険）が支払われることが確実なため、事故発生の時点を資力の発生時点としてとらえることになる。」としている。

したがって、本件収入に係る資力の発生時点は本件事故のあった平成30年5月■日であり、請求人は同月以降も保護を受けているから（前提事実ア及びエ）、当該資力の限度において、「資力があるにもかかわらず保護を受けたとき」に該当する。

エ 法第63条による返還金決定額について

- (ア) 前提事実ク及びコのとおり、請求人は、本件事故に係る賠償金として計114,954円（傷害慰謝料67,200円+物的損害についての賠償金47,754円）を得ている。

そして、本件において、処分庁は、傷害慰謝料については全額である67,200円、物的損害についての賠償金については、保険会社からの支払額47,754円から修理工場に対する手数料7,754円を差引いた40,000円の計107,200円（以下「本件収入」という。）について法第63条の適用を検討している。

- (イ) 法第63条を適用する場合で、保護受給中に資力が発生した場合の控除等の扱いについては、「事後に資力が換金され、その結果法第63条を適用する場合には保護の実施要領に定める収入認定の各規定に従って必要な控除等を適用すべき」（問答集問13-23）とされており、交通事故に係る賠償金収入は次官通知第8 3 (2) エ (イ) の「その他の臨時的収入」に該当する。

そして、交通事故に係る賠償金収入は、次官通知第8-3(3)オの「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金」に該当し、このうち「当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」は収入として認定されない。

この自立更生のための災害等による補償金等については、局長通知第8-2(4)において、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限るとされ、この自立更生のための用途に供される額の認定基準が課長通知第8問40に示されている。

そこで、本件において自立更生費として収入認定除外される額はないか、以下、課長通知第8問40の基準に基づき検討する。

a 課長通知第8問40答(1)についてみると、①被保護者が災害等により損害を受け、事業用施設、住宅、家具什器等の生活基盤を構成する資産が損われた場合の当該生活基盤の回復に要する経費又は②被保護者が災害等により負傷し若しくは疾病にかかった場合の当該負傷若しくは疾病的治療に要する経費が収入認定除外とされる。

まず、②について検討すると、本件事故に係る請求人の通院交通費は、②に該当するが、別途請求人に対し通院交通費相当額の賠償金が支払われた際に既に処分庁において必要経費と認め、法第63条に基づき返還を求めるとの判断をしているため（前提事実キ）、本件処分において改めて収入認定除外の検討を要するものではない。

次に、①について検討すると、本件事故により、住宅、家具什器等の資産が損なわれた事実は見受けられず、収入認定除外とはならない。

したがって、同答(1)に該当しない。

b 課長通知第8問40答(2)についてみると、ク以外は明らかに該当しない。

そこで、「ク 当該経費が、当該世帯において利用の必要性が高い生活用品であって、保有を容認されるものの購入にあてられる場合は、直ちに購入にあてられる場合に限り、必要と認められる最小限度の額」に該当するものがあるか検討する。

請求人が、自立更生計画書（前提事実セ）に購入予定であると記載した品目の冷蔵庫やオーブンレンジは、一般には最低限度の生活において利用の必要性が高いと認められるような生活用品といえ、処分庁としても保有を容認する方向で検討していたものであるが（前提事実タ）、請求人は、購入はもとより、本件処分に至るまで見積書の提出すらしていないことから（前提事実チ、同ツ、同テ）、同クに該当するものとはいえない。

したがって、同答(2)クに該当しない。

c 以上から、本件収入 107,200 円から 8,000 円（次官通知第8-3(2)エ(イ)）を差し引いた 99,200 円が収入認定すべき額となる。

(ウ) 一方、資力発生日以降、処分庁が請求人世帯に支給した保護費は、資力発生日の属する平成30年5月分だけで99,200円を超えている(前提事実ト)。

なお、資力の発生日は平成30年5月■日であるが、保護の要否及び程度は月ごとの最低生活費と収入充当額との対比により決定されるため、月額で計算する(次官通知第8-2、同第10)。

(エ) 次に、費用返還通知に基づき費用返還額から控除できる費用について検討する。

a 同通知1(1)①、②に該当する需要が生じている事実は見受けられない。

b 同通知1(1)③については、上記(ア)で検討したとおり、課長通知第8問40の認定基準に該当するものはないから、該当しない。

c 同通知1(1)④「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。」については、上記(ア)bでも述べたとおり、冷蔵庫及びオープンレンジに関しては、自立更生計画書に購入予定であると記載されているものの、本件処分に至るまで見積書の提出すらなされない状況(前提事実チ、同ツ、同テ)のもとでは、自立更生のためのやむを得ないものということは困難であり、該当するものとはいうことはできない。

d 同通知1(1)⑥については、請求人は、本件収入により保護を脱却するものではないから、該当しない。

e よって、本件処分において、費用返還通知に基づき費用返還額から控除できる費用は認められない。

(オ) 以上から、本件収入107,200円から8,000円(次官通知第8-3(2)エ(イ))を差し引いた99,200円が本件処分において返還金額とされるべきということになり、この点について処分庁の判断に誤りはない。

(カ) 以上のとおり、処分庁は、法及び適法かつ適正と認められる関係通知等に基づき、本件処分における返還額を決定したものであり、違法、不当な点は認められない。

オ その他、本件処分に違法または不当な点はない。

カ 請求人の主張について

(ア) 請求人は、修理工場から手数料控除後に請求人に支払われた額は、40,000円ではなく、33,000円であったと主張している。

しかし、請求人が処分庁に提出した平成30年10月22日付け収入申告書には40,000円と記載されているところ(前提事実シ)、これに先立ち請求人が作成した平成30年9月26日付け領収書(控)にも40,000円との記載がなされており(前提事実ソ)、収入申告書の金額と一致するものであることに加え、請求人が33,000円しか受け取っていないのであれば、40,000円の領収書原本について、領収書(控)とともに請求人が保管しているのが通常であると考えられるが、これについては処分庁に提示がなされていないこと、請求人が受け取った金額が

40,000円ではないと処分庁に主張したのは、令和2年4月10日に本件処分の通知書が交付される際であり、それ以前には金額を訂正するような主張がなされていました。事情はないことが認められることからすれば、本件においては、修理工場から手数料控除後に請求人に支払われた額は、40,000円であったと認められ、これに反する請求人の上記主張は採用することができない。

(イ) なお、請求人は、物的損害に対する賠償金については、冷風扇、コタツ、電話等の購入に充てた旨主張しているが、請求人が処分庁に対し、自立更生計画書の提出時等本件処分までにこれらの購入の希望について処分庁に申し出た事実は認められず、処分庁が本件処分においてこれらの費用の控除について検討を行わなかつたことに違法または不当な点はない。

また、請求人は、傷害慰謝料については、娘の奨学金の返済に充てたと主張しているが、本件処分時までにこのような申し出をしたものとは認められず、冷風扇等の購入費用と同様に、処分庁が本件処分においてこれらの費用の控除について検討を行わなかつたことに違法または不当な点はない。

(4) 本件審査請求における請求内容について

本件審査請求において、請求人は、請求人が受領した保険金「107,200円」を「100,200円」に訂正し、返還額「99,200円」を「92,200円」と訂正することを求めるとしているが、他方で、本件収入は、家電製品の購入や奨学金の返済に充てたと主張しており、また、返還金は全額免除されるべきであるとも主張しているところ、かかる請求人の主張内容を総合的に見れば、返還額はなしとされるべきであるとの主張であるということができるから、結局、本件処分の取消しを求める趣旨であると解するのが相当である。

(5) 結論

以上のとおり、本件審査請求は、理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

別紙2

ア 法

(保護の補足性)

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの
を、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2・3 (略)

(用語の定義)

第6条 この法律において「被保護者」とは、現に保護を受けている者をいう。

2 (略)

3 この法律において「保護金品」とは、保護として給与し、又は貸与される金銭及び
物品をいう。

4・5 (略)

(基準及び程度の原則)

第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基と
し、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度にお
いて行うものとする。

2 (略)

(実施機関)

第19条 都道府県知事、市長（中略）は、（中略）この法律の定めるところにより、保
護を決定し、かつ、実施しなければならない。

一・二 (略)

2・3 (略)

4 前3項の規定により保護を行うべき者（以下「保護の実施機関」という。）は、
保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に
限り、委任することができる。

5～7 (略)

(届出の義務)

第61条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき（中
略）は、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければな
らない。

(費用返還義務)

第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

イ 生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。別紙1において「次官通知」という。）

第7 最低生活費の認定

最低生活費は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別等による一般的な需要に基づくほか、健康状態等によるその個人又は世帯の特別の需要の相異並びにこれらの需要の継続性又は臨時性を考慮して認定すること。

1 経常的最低生活費

経常的最低生活費は、要保護者の衣食等日々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定するものであり、したがって、被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において通常予測される生活需要はすべてまかなうべきものであること。（後略）

2 臨時の最低生活費（一時扶助費）

臨時の最低生活費（一時扶助費）は、次に掲げる特別の需要のある者について、最低生活に必要不可欠な物資を欠いていると認められる場合であつて、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時に認定することである。

なお、被服費等の日常の諸経費は、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が計画的に順次更新していくべきものであるから、一時扶助の認定にあたっては、十分留意すること。

（1）出生、入学、入退院等による臨時的な特別需要

（2）日常生活の用を弁ずることのできない長期療養者について臨時に生じた特別需要

（3）新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要

第8 収入の認定

収入の認定は、次により行なうこと。

1 (略)

2 収入額の認定の原則

収入の認定は月額によることとし、（後略）

3 認定指針

(1) (略)

(2) 就労に伴う収入以外の収入

ア～ウ (略)

エ その他の収入

(ア) (略)

(イ) 不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入 ((3) の
オ、カ又はキに該当する額を除く。) については、その額(受領するために
交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。)が、
世帯合算額 8000 円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定
すること。

(3) 次に掲げるものは、収入として認定しないこと。

ア 社会事業団体その他(中略)から被保護者に対して臨時に恵与された慈善
的性質を有する金銭であって、社会通念上収入として認定することが適当でな
いもの

イ 出産、就職、結婚、葬祭等に際して贈与される金銭であって、社会通念上収
入として認定することが適当でないもの

ウ 他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被保護世帯の自立更生
のために当てられる額

エ 自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のた
めにあてられる額

オ 災害等によって損害を受けたことにより臨時に受けた補償金、保険金又は
見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額

カ 保護の実施機関の指導又は指示により、動産又は不動産を売却して得た金銭
のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額

キ 死亡を支給事由として臨時に受けた保険金(中略)のうち当該被保護世帯
の自立更生のためにあてられる額

ク 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者の収入
のうち、次に掲げるもの(後略)

(ア)・(イ) (略)

ケ 心身障害児(者)、老人等社会生活を営むうえで特に社会的な障害を有する
者の福祉を図るため、地方公共団体又はその長が条例等に基づき定期的に支給
する金銭のうち支給対象者一人につき 8000 円以内の額(月額)

コ 独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項第 10 号に規定する心身障害者扶
養共済制度により地方公共団体から支給される年金

サ 地方公共団体又はその長から国民の祝日たる敬老の日又は子供の日の行事の
一環として支給される金銭

シ 現に義務教育を受けている児童が就労して得た収入であって、収入として認

定することが適当でないもの

- ス 戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金又は戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金
- セ 未帰還者に関する特別措置法による弔慰料（後略）
- ソ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により支給される医療特別手当のうち3万7100円並びに同法により支給される原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び葬祭料
- タ 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法又は戦没者の父母等に対する特別給付金支給法により交付される国債の償還金
- チ 公害健康被害の補償等に関する法律により支給される療養手当及び同法により支給される次に掲げる補償給付ごとに次に定める額
 - (ア)・(イ) (略)
- (4)・(5) (略)

ウ 生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。別紙1において「局長通知」という。）

第8 収入の認定

2 収入として認定しないものの取扱い

(1)～(3) (略)

(4) 自立更生のための恵与金、災害等による補償金、保険金若しくは見舞金（中略）
のうち、当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限ること。（後略）

(5)・(6) (略)

エ 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。別紙1において「課長通知」という。）

第8 収入の認定

問40 局長通知第8の2の(3)及び(4)にいう自立更生のための用途に供される額の認定は、どのような基準によるべきか。

答 被保護世帯の自立更生のための用途に供されるものとしては、次に掲げる経費にあてられる額を認めるものとすること。（中略）

なお、この場合、恵与された金銭又は補償金等があてられる経費については、保護費支給又は就労に伴う必要経費控除の必要がないものであること。

(1) 被保護者が災害等により損害を受け、事業用施設、住宅、家具什器等の生活基盤を構成する資産が損なわれた場合の当該生活基盤の回復に要する経費又は被保

護者が災害等により負傷し若しくは疾病にかかった場合の当該負傷若しくは疾病的治療に要する経費

(2) (1)に掲げるもののほか、実施機関が当該被保護世帯の構成、世帯員の稼働能力その他の事情を考慮し、次に掲げる限度内において立てさせた自立更生計画の遂行に要する経費

ア 当該経費が事業の開始又は継続、技能習得等生業にあてられる場合（後略）

イ 当該経費が医療にあてられる場合（後略）

ウ 当該経費が介護等に充てられる場合（後略）

エ 当該経費が家屋補修、配電設備又は上下水道設備の新設、住宅扶助相当の用途等に充てられる場合（後略）

オ 当該経費が、就学等にあてられる場合（後略）

カ 当該経費が、結婚にあてられる場合（後略）

キ 当該経費が弔慰に当てられる場合（後略）

ク 当該経費が、当該世帯において利用の必要性が高い生活用品であって、保有を容認されるものの購入にあてられる場合は、直ちに購入にあてられる場合に限り、必要と認められる最小限度の額

ケ 当該経費が通院、通所及び通学のために保有を容認される自動車の維持に要する費用にあてられる場合（後略）

コ 当該経費が国民年金受給権を得るために充てられる場合（後略）

サ 当該経費が次官通知第8の3の(3)のクの(イ)にいう「就労や早期の保護脱却に資する経費」に充てられる場合は、本通知第8の問58の2の2の(1)から(5)のいずれかに該当し、同通知の取扱いに準じて認定された最小限度の額

シ 厚生年金の受給権を得たために支払う必要が生じた共済組合等から過去に支給された退職一時金の返還額

(2)

力 生

事

問 1

(問)

オ 生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成24年7月23日付け社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。別紙1において「費用返還通知」という。）
(前略)

1 法第63条に基づく費用返還の取扱いについて

(1) 返還対象額について

法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。

ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。（中略）

① 本人が十分注意を払っていたにもかかわらず盜難等の不可抗力により消失した

(答)

疾病

家働

計画

格)

の用

保有

合に

に要

の保

12の

した最

方に支

日付け

費用返

く阻害

支えな

失した

額であって、警察にも遺失届が出されており、消失が不可抗力であることを確実に証明できる場合。

② 家屋補修、生業等の一時的な経費であって、保護(変更)の申請があれば保護費の支給が認められると保護の実施機関が判断する範囲のものに充てられた額。

(後略)

③ 当該収入が「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知)第8の3の(3)に該当するものにあっては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)第8の40の認定基準に基づき、保護の実施機関が認めた額。(事前に実施機関に相談があったものに限る。ただし、事後に相談があったことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるものに限り同様に取り扱って差しつかえない。)

④ 当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。(後略)

⑤ ④にかかわらず、遡及して受給した年金については、(2)により取扱うこと。

⑥ 当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合であっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が認めた額。(後略)

(2) (略)

力 生活保護問答集について(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡別紙1において「問答集」という。)

問13-6 費用返還と資力の発生時点

(問) 次の場合、法第63条に基づく費用返還請求の対象となる資力の発生時点はいつと考えるべきか。

(1) ~ (2) (略)

(3) 自動車事故等の被害により補償金、保険金等を受領した場合

(4) ~ (6) (略)

(答)

(1) ~ (2) (略)

(3) 自動車事故等第三者の加害行為により被害にあった場合、加害行為の発生時点から被害者は損害賠償請求権を有することになるので、原則として、加害行為の発生時点で資力の発生があったものと取り扱うこととなる。

しかしながら、ここにいう損害賠償請求権は単なる可能性のようなものでは足りず、それが客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点とすることが適

当である。

自動車事故の場合は、被害者に対して自動車損害賠償保障法により保険金（強制保険）が支払われることが確実なため、事故発生の時点を資力の発生時点としてとらえることになる。（後略）

(4)～(6) (略)

問 13-23 法第63条・法第78条と控除

(問) 法第63条及び法第78条の返還対象額を算定するにあたり、収入認定の際に認められる控除について適用することはできるか。

(答)

(1) 法第63条を適用する場合で、保護開始時から資力を有していた場合

保護の開始時において既に資力を有していた場合は、もしその時点で資力が活用可能な状態にあれば、それは現金化することにより最低生活の維持のために当てられていたものである。したがって、必要経費等を除き実際の受給額全額を返還の対象とすべきであり、収入認定の際に認められる控除等は適用されない。

(後略)

(2) 法第63条を適用する場合で、保護受給中に資力が発生した場合

(1) と異なり、保護開始後に発生した資力については、それが速やかに現金化できる状況にあれば、本来収入認定を行うべきものである。したがって、事後に資力が換金され、その結果法第63条を適用する場合には保護の実施要領に定める収入認定の各規定に従って必要な控除等を適用すべきものである。

これを具体的な例に当てはめてみると、返還対象となる収入の種類が（中略）次（※次官通知を指す）第8の3の(2)のエに規定する「その他の収入」であれば、世帯合算8,000円以下の額は返還対象から除外することとなる。

(3) (略)

キ 生活保護法施行細則（昭和■年■規則第■号。別紙1において「法施行細則」という。）

(事務の委任)

第1条 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく次に掲げる事務は、■福祉事務所長に委任する。

(1)～(17) (略)

(18) 法第63条の規定により保護金品に相当する金額の範囲内において返還金額を定めること。

(19)～(28) (略)

